

令和3年 第2回臨時会

# 浪江町議会会議録

令和3年5月7日 開会

令和3年5月7日 閉会

浪江町議会

## 令和3年第2回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	3

### 第 1 号 (5月7日)

議事日程	5
出席議員	7
欠席議員	7
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7
職務のため出席した者の職氏名	8
年長議員の紹介	9
議員自己紹介	9
町長挨拶	11
執行部幹部職員及び議会事務局職員の紹介	12
開会の宣告	14
開議の宣告	14
仮議席の指定	14
議長の選挙について	14
議事日程の報告	17
議席の指定	17
会議録署名議員の指名	17
会期の決定	17
副議長の選挙について	17
議席の一部変更	19
常任委員会委員の選任について	20
議会運営委員会委員の選任について	21
双葉地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について	23
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	43

日程の追加	4 4
発委第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 4
日程の追加	4 6
議会報編集特別委員会委員の選任について	4 6
日程の追加	4 7
委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について	4 7
閉会の宣告	4 8

浪江町告示第 39 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 1 項の規定により、令和 3 年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和 3 年 4 月 23 日

浪江町長 吉 田 数 博

- 1 日 時 令和 3 年 5 月 7 日（金） 午前 9 時
- 2 場 所 浪江町議会議事堂
- 3 付議事件
  - (1) 議長の選挙について
  - (2) 副議長の選挙について
  - (3) 常任委員会委員の選任について
  - (4) 議会運営委員会委員の選任について
  - (5) 双葉地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について
  - (6) 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度浪江町一般会計補正予算（第 9 号））
  - (7) 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第 1 号））
  - (8) 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 6 号））
  - (9) 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号））
  - (10) 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号））
  - (11) 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号））
  - (12) 専決処分の承認を求めることについて（新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者等に対する令和 3 年度

- の国民健康保険税の減免に関する条例の制定について)
- (13) 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例等  
の一部改正について)
  - (14) 監査委員の選任について

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	武藤晴男君	2番	紺野豊君
3番	吉田邦弘君	4番	佐々木恵寿君
5番	小澤英之君	6番	半谷正夫君
7番	紺野則夫君	8番	佐々木茂君
9番	山本幸一郎君	10番	高野武君
11番	渡邊泰彦君	12番	松田孝司君
13番	平本佳司君	14番	佐々木勇治君
15番	山崎博文君	16番	紺野榮重君

不応招議員（なし）

# 第 2 回 臨 時 町 議 会

( 第 1 号 )

## 令和3年第2回浪江町議会臨時会

### 議事日程（第1号）

令和3年5月7日（金曜日）午前9時開議

年長議員の紹介

議員自己紹介

町長挨拶

執行部幹部職員及び議会事務局職員の紹介

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長選挙について

（第1号の追加1）

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 副議長選挙について

日程第 5 議席の一部変更

日程第 6 常任委員会委員の選任について

日程第 7 議会運営委員会委員の選任について

日程第 8 双葉地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について

日程第 9 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度浪江町一般会計補正予算（第9号））

日程第10 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号））

日程第11 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号））

日程第12 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））

日程第13 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号））

日程第14 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第5号））



- 日程第 1 5 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者等に対する令和 3 年度の国民健康保険税の減免に関する条例の制定について）
- 日程第 1 6 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例等の一部改正について）
- 日程第 1 7 同意第 1 号 監査委員の選任について  
（第 1 号の追加 2）
- 追加日程第 1 発委第 4 号 議会法編集特別委員会設置に関する決議  
（案）  
（第 1 号の追加 3）
- 追加日程第 2 議会報編集特別委員会委員の選任について  
（第 1 号の追加 4）
- 追加日程第 3 委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について

出席議員（16名）

1 番	武 藤 晴 男 君	2 番	紺 野 豊 君
3 番	吉 田 邦 弘 君	4 番	佐々木 恵 寿 君
5 番	小 澤 英 之 君	6 番	半 谷 正 夫 君
7 番	紺 野 則 夫 君	8 番	佐々木 茂 君
9 番	山 本 幸一郎 君	10 番	高 野 武 君
11 番	渡 邊 泰 彦 君	12 番	松 田 孝 司 君
13 番	平 本 佳 司 君	14 番	佐々木 勇 治 君
15 番	山 崎 博 文 君	16 番	紺 野 榮 重 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉 田 長 数 博 君	副 町	佐 藤 長 良 樹 君
副	小 林 長 弘 典 君	教 育	笠 井 長 淳 一 君
代 表 監 査 委 員	山 本 邦 一 君	総 務 課	横 山 長 秀 樹 君
企 画 財 政 課	西 健 一 君	産 業 振 興 課	清 水 長 中 君
農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	金 山 信 一 君	住 宅 水 道 課	木 村 順 一 君
建 設 課	戸 浪 義 勝 君	教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長 兼 浪 江 町 中 央 公 民 館 長 兼 浪 江 町 津 島 公 民 館 長 兼 浪 江 町 函 書 館 長	蒲 原 文 崇 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	中 野 隆 幸 君	住 民 課	柴 野 長 一 志 君
健 康 保 険 課 長 兼 浪 江 診 療 所 事 務 長 兼 仮 設 津 島 診 療 所 事 務 長	掃 部 関 久 君	介 護 福 祉 課	松 本 幸 夫 君

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長		次	長	兼	係	長	
		吉	田	厚			中	野	夕	華子
				志						君
書				記						
		鎌	田	典						君
				太						
				朗						
				君						

---

### ◎年長議員の紹介

○事務局長（吉田厚志君） 皆様、おはようございます。

このたびは、去る4月に行われた浪江町議会議員選挙においてご当選されたこと誠にありがとうございます。

私は、事務局長の吉田厚志と申します。

本臨時会は一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

よって、出席議員の中で最年長である紺野榮重議員が臨時議長となります。

紺野議員、議長席にお着き願います。

[臨時議長着席]

(午前 9時00分)

○臨時議長（紺野榮重君） ただいま事務局長から紹介されました紺野榮重でございます。令和3年第2回浪江町議会臨時会に先立ち、東日本大震災によりお亡くなりになられた方々に対し哀悼の意を込め、黙禱をささげたいと思います。

ご起立ください。黙禱。

[黙禱]

○臨時議長（紺野榮重君） 黙禱を終わります。

ありがとうございました。ご着席ください。

このたびの浪江町議会議員一般選挙は、いまだ多くの町民が町外に避難継続し、ふるさと浪江に対する地域貢献を志しても議員立候補までにはつながらない、議員の成り手不足となっている、この状況下において立候補され、議席を獲得されましたことを心からお祝いを申し上げたいと思います。

さて、私、最年長者として地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行いますので、よろしくお願いたします。

新型コロナウイルス感染防止の観点から、議場の出入口の開放等の対策を実施しておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

議会だよりに掲載するため、事務局で会議中の様子を写真撮影しますので、ご了承ください。

傍聴される方に申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

---

### ◎議員自己紹介

○臨時議長（紺野榮重君） お諮りします。今後、議会議員として同じ

く籍を置く者として、住所、氏名、職業程度の自己紹介をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

それでは、これより自己紹介をお願いいたします。

1番、武藤晴男君からお願いします。

○1番（武藤晴男君） 仮議席番号1番の武藤晴男と言います。私は津島の出身です。言いたいことは、地区住民及び浪江町民のために精いっぱい議員活動を頑張りたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○2番（紺野 豊君） 2番の紺野豊であります。出身は川添でございます。私はこれ8年前に立候補いたしまして、落選しまして、やっとなれたんですけれども、4年間精いっぱい、浪江町復興、再生のために頑張ります。よろしくお願いたします。

○3番（吉田邦弘君） 3番の吉田邦弘でございます。川添出身です。浪江町のために4年間、諸先輩の後ろを見ながら頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○4番（小澤英之君） 仮議席4番、小澤英之でございます。よろしくお願いたします。大字室原出身でありまして、職業については行政書士というふうなことで、今まで歩んでまいりました。今後、皆様方からのご指導をいただきながら、活動してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○5番（半谷正夫君） 仮議席5番の半谷正夫です。出身は大堀であります。今期で2期目になります。1期目は皆さんの活動を後ろから見て、自分なりに勉強してきたつもりであります。2期目の抱負としまして、浪江町に何が必要なのか、町民の声を聴きながら議員活動を4年間頑張りたいと思います。よろしくお願いたします。

○6番（紺野則夫君） 仮議席6番の紺野則夫でございます。今回、無投票当選させていただきました。今後ともよろしくお願いたします。

○7番（佐々木茂君） 議席番号7番の佐々木茂です。元職です。現在無職です。町の発展のために提案型の議員活動を続けてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○8番（高野 武君） 仮議席8番、請戸地区出身なんですけれども、現在は高瀬に住んでおります。高野武でございます。職業は漁業を営んで、現在まで、この年まで来ておりますけれども、これからも浪江町のために何ができるかを考えながら頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

- 9 番（渡邊泰彦君） 議席番号 9 番の権現堂の渡邊泰彦と申します。家具屋をやっています。精いっぱい頑張ります。
- 10 番（松田孝司君） 仮議席10番の松田孝司と言います。出身地は大堀地区の谷津田です。そして、現在、谷津田に戻って2年10か月もう過ぎてしまいました。3期目を迎えさせていただきますので、これからも町民とともにいかに住みやすいまちづくり、暮らしやすいまちづくりに自らの体験で実施していきたいと思ひます。よろしくお願ひします。
- 11 番（平本佳司君） 仮議席番号11番の平本佳司でございます。出身は苅野の立野地区でございます。私も今回3期目になりますが、今、浪江町といたしましては、第3次復興計画も出来上がってきて、それを確実に遂行できるように議会活動をやりたいと思ひますので、ご協力のほどよろしくお願ひします。
- 12 番（佐々木勇治君） 仮議席12番の権現堂に住んでいる佐々木勇治でございます。1F原発の作業員をしております。4年間、懸命に頑張りますので、よろしくお願ひします。
- 13 番（山崎博文君） 仮議席13番の山崎博文です。権現堂佐屋前地区出身であります。現在職業は、そろばん塾をやっていましたが、昨年9月30日をもって解散しましたので、無職であります。第2期復興創生期間がスタートしました。様々な課題解消に取り組んでまいりますので、よろしくお願ひいたします。
- 14 番（山本幸一郎君） おはようございます。仮議席番号14番、山本幸一郎です。私は大堀末森地区出身であります。今の職業は会社員であります。今回4期目となりますので、町の町政のために4年間しっかり頑張っていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。
- 15 番（佐々木恵寿君） おはようございます。権現堂出身の佐々木恵寿であります。32年生まれ63歳です。議員生活も長くなりましたが、この経験を基に、町と議会が一体となって町民のために頑張っていきたいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。
- 臨時議長（紺野榮重君） 最後になりましたが、16番、紺野榮重でございます。議長席を離れることができませんので、議長席から自己紹介をさせていただきます。出身は浪江町幾世橋であります。職業は農業であります。浪江町の復興のために、皆さんとともに頑張りたいというふうにお願ひいたします。

---

◎町長挨拶

- 臨時議長（紺野榮重君） 続いて、町長よりご挨拶をお願ひいたしま

す。

[町長 吉田数博君登壇]

○町長（吉田数博君） ただいま紹介をいただきました町長を務めております吉田数博と申します。出身は苧宿でございます。

本日、令和3年度の初議会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、ご当選、誠にめでたうございます。

今、町は、第3次復興計画に基づきまちづくりを進めております。復興はまだまだ道半ばであります。復興に向けて様々な施策を展開しておりますが、全てが大切な、大事な案件であります。その中でとりわけ重要施策として考えている点は4つございます。1つは、農林水産業の再生であります。2つ目が中心市街地の再生であります。そして3つ目が帰還困難区域の解除に向けた行動であります。そして、今、町を存続するために住民の帰還を促す施策を進めておりますけれども、移住定住の施策も大変大事だと考えております。

持続可能なまちづくりに向けてしっかりと全町民の絆をつなぎ、子供たち、孫たちに浪江町の財産である歴史、文化、そして産業をバトンタッチできるようにしっかりと進めてまいりたいと考えております。議員各位の皆さん方のご協力を切にお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

---

#### ◎執行部幹部職員及び議会事務局職員の紹介

○臨時議長（紺野榮重君） 続きまして、執行部幹部職員の紹介を佐藤副町長よりお願いいたします。

副町長。

○副町長（佐藤良樹君） おはようございます。副町長の佐藤良樹でございます。よろしく願いいたします。

それでは、私より、幹部職員の紹介をさせていただきます。

皆様から向かって左側1列目、副町長、小林弘典でございます。

○副町長（小林弘典君） 小林です。よろしく願いいたします。

○副町長（佐藤良樹君） 次に、向かって右側1列目、教育長、笠井淳一でございます。

○教育長（笠井淳一君） 笠井でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○副町長（佐藤良樹君） その隣になります、代表監査委員、山本邦一でございます。

○代表監査委員（山本邦一君） 山本です。どうぞよろしく願いいたします。

○副町長（佐藤良樹君） 次に、向かって左側2列目から、総務課長、

横山秀樹でございます。

- 総務課長（横山秀樹君） 横山です。よろしくお願いいたします。
- 副町長（佐藤良樹君） 企画財政課長、西健一でございます。
- 企画財政課長（西 健一君） 西でございます。よろしくお願いいたします。
- 副町長（佐藤良樹君） 3列目、産業振興課長、清水中でございます。
- 産業振興課長（清水 中君） 清水です。よろしくお願い申し上げます。
- 副町長（佐藤良樹君） 農林水産課長、金山信一でございます。
- 農林水産課長（金山信一君） 金山です。よろしくお願いいたします。
- 副町長（佐藤良樹君） 4列目、住宅水道課長、木村順一でございます。
- 住宅水道課長（木村順一君） 木村です。よろしくお願いいたします。
- 副町長（佐藤良樹君） 建設課長、戸浪義勝でございます。
- 建設課長（戸浪義勝君） 戸浪です。よろしくお願いいたします。
- 副町長（佐藤良樹君） 次に、演壇を挟みまして右側、教育次長、蒲原文崇でございます。
- 教育次長（蒲原文崇君） 蒲原です。よろしくお願いいたします。
- 副町長（佐藤良樹君） 次に、向かって右側2列目から、住民課長、柴野一志でございます。
- 住民課長（柴野一志君） 柴野でございます。よろしくお願いいたします。
- 副町長（佐藤良樹君） 会計管理者兼出納室長、中野隆幸でございます。
- 会計管理者兼出納室長（中野隆幸君） 中野です。よろしくお願いいたします。
- 副町長（佐藤良樹君） 3列目、健康保険課長、掃部関久でございます。
- 健康保険課長（掃部関久君） 掃部関です。よろしくお願いいたします。
- 副町長（佐藤良樹君） 介護福祉課長、松本幸夫でございます。
- 介護福祉課長（松本幸夫君） 松本です。よろしくお願いいたします。
- 副町長（佐藤良樹君） 以上で幹部職員の紹介を終わります。よろしくお願いいたします。
- 臨時議長（紺野榮重君） それでは、議会事務局の職員をご紹介、お願いします。
- 事務局長（吉田厚志君） では、私のほうから事務局のご紹介をさせていただきます。

まず、私、事務局長の吉田厚志と申します。よろしくお願いいたします



します。

次長兼係長の中野夕華子でございます。

- 次長兼係長（中野夕華子君） 中野です。よろしくお願いいたします。
  - 事務局長（吉田厚志君） 書記の鎌田典太郎でございます。
  - 書記（鎌田典太郎君） 鎌田です。よろしくお願いいたします。
  - 事務局長（吉田厚志君） 以上で事務局の紹介を終わらせていただきます。
  - 臨時議長（紺野榮重君） 以上で紹介を終わります。
- 

#### ◎開会の宣告

- 臨時議長（紺野榮重君） ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しておりますので、令和3年第2回浪江町議会臨時会を開催します。
- 

#### ◎開議の宣告

- 臨時議長（紺野榮重君） 直ちに本日の会議を開きます。
- 

#### ◎仮議席の指定

- 臨時議長（紺野榮重君） 日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま着座の議席とします。
- 

#### ◎議長の選挙について

- 臨時議長（紺野榮重君） 日程第2、議長の選挙についてを行います。選挙の方法については、投票、または指名推選のどちらの方法にするかお諮りします。

[「投票」と呼ぶ者あり]

- 臨時議長（紺野榮重君） 投票という声がございます。選挙は投票で行うことにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 臨時議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

それでは、選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

傍聴人についても移動をご遠慮ください。

[議場閉鎖]

- 臨時議長（紺野榮重君） ただいまの出席議員数は16人であり、

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、武藤晴男君、2番、紺野豊君を指名します。

投票用紙を配ります。  
念のため申し上げます。投票は単記無記名、すなわち議長にした  
い方、1人の氏名を記入してください。  
なお、白票は無効となりますので、ご注意ください。

---

○臨時議長（紺野榮重君） 投票用紙配付のため、暫時休議します。  
(午前 9時20分)

---

○臨時議長（紺野榮重君） 再開します。  
(午前 9時21分)

---

○臨時議長（紺野榮重君） 投票用紙の配付漏れはありますか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（紺野榮重君） 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を点検します。  
会議規則第29条第2項の規定により、職員に点検させます。  
事務局、点検をお願いします。  
[投票箱点検]

○臨時議長（紺野榮重君） 異状なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。  
事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願  
います。  
[事務局長、点呼投票]

○臨時議長（紺野榮重君） 投票漏れはありますか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（紺野榮重君） 投票漏れなしと認めます。  
投票を終わります。  
開票を行います。  
1番、武藤晴男君、2番、紺野豊君、開票の立会いをお願いします。  
す。

[開 票]

○臨時議長（紺野榮重君） 開票の結果を報告します。  
投票総数 16票  
有効投票 16票  
無効投票 0票です。  
有効投票のうち、  
佐々木恵寿君 13票  
山崎博文君 3票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、有効投票の4分の1ですので、4票です。

したがいまして、佐々木恵寿君が議長に当選をされました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○臨時議長（紺野榮重君） ただいま議長に当選された佐々木恵寿君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

それでは、議長に当選された佐々木恵寿君より登壇でご挨拶をお願いします。

[議長 佐々木恵寿君登壇]

○議長（佐々木恵寿君） それでは、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま皆様のご支援をいただき、浪江町議会議長に当選賜りました。ここに厚く感謝を申し上げる次第であります。誠に光荣でありますとともに、責任の重さを痛切に感じているところであります。

さて、大震災と原発事故から10年が経過した今、浪江町の復興と再生に向けて改めて気を引き締め、緊張感を持って取り組んでいかなければならないと考えております。浪江町の復興と町民の生活の安全、そして安心を守るために、二元代表制の一翼を担う議会の監視機能を果たしつつ、町長と協力しながらこの難局に対して全力で乗り越えてまいる覚悟であります。

そして、議会が町民の皆様にとって開かれたもの、そしてより分かりやすく、より身近に感じていただけるように議会運営を図っていくとともに、さらなる浪江町の発展のため、誠心誠意努力をしていく覚悟であります。

皆様の力強いご支援とご協力を賜りますよう心よりお願いを申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（紺野榮重君） これをもちまして、臨時議長の職務は全て終了しました。皆様のご協力により円滑に終了することができました。ご協力ありがとうございました。

それでは、佐々木恵寿議長、議長席にお着き願います。

---

○臨時議長（紺野榮重君） 暫時休議します。

(午前 9時37分)

---

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

(午前 9時38分)

---

○議長（佐々木恵寿君） 資料配付のため暫時休議します。  
(午前 9時38分)

---

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。  
(午前 9時40分)

---

◎議事日程の報告

○議長（佐々木恵寿君） 引き続き議事日程の第1号の追加1により会議を続けます。

---

◎議席の指定

○議長（佐々木恵寿君） 日程第1、議席の指定を行います。  
議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着座の議席を指定します。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木恵寿君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、武藤晴男君、2番、紺野豊君、3番、吉田邦弘君を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。今臨時会の会期は、本日限りとしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日限りと決定しました。

---

◎副議長の選挙について

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、副議長の選挙についてを行います。  
選挙の方法については、投票または指名推選のどちらの方法にするかお諮りします。

[「投票」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 投票という声がございます。選挙は投票で行うことにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

それでは、選挙は投票で行います。  
議場を閉鎖します。  
傍聴人につきましても移動をご遠慮ください。

[議場閉鎖]

- 議長（佐々木恵寿君） ただいまの出席議員数は16人です。  
次に、立会人を指名します。  
会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番、吉田邦弘君及び4番、小澤英之君を指名します。  
投票用紙を配ります。  
念のため申し上げます。投票は単記無記名、すなわち副議長にしたい方1名の氏名を記載してください。  
なお、白票は無効となりますので、ご注意ください。
- 

- 議長（佐々木恵寿君） 投票用紙配付のため暫時休議します。  
(午前 9時43分)
- 

- 議長（佐々木恵寿君） 再開します。  
(午前 9時44分)
- 

- 議長（佐々木恵寿君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（佐々木恵寿君） 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を点検します。  
会議規則第29条第2項の規定により、職員に点検させます。  
事務局、点検をお願いします。  
[投票箱点検]

- 議長（佐々木恵寿君） 異状なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。  
事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

[事務局長、点呼投票]

- 議長（佐々木恵寿君） 投票漏れはありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（佐々木恵寿君） 投票漏れなしと認めます。  
投票を終わります。  
開票を行います。  
3番、吉田邦弘君及び4番、小澤英之君の開票の立会いをお願いします。

[開 票]

○議長（佐々木恵寿君） 開票の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票です。

有効投票のうち、

山本幸一郎君 12票

山崎博文君 4票

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は、有効投票の4分の1ですので4票です。

したがって、山本幸一郎君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（佐々木恵寿君） ただいま副議長に当選された山本幸一郎君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

それでは、山本幸一郎君より登壇でご挨拶をお願いします。

[副議長 山本幸一郎君登壇]

○副議長（山本幸一郎君） ただいまの副議長選で副議長に当選しました山本幸一郎です。議長をはじめ議員の皆さん、そして町長、執行部の皆さんと4年間、浪江町の復興のために頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いします。

---

◎議席の一部変更

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議席の一部変更を行います。

先ほど議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更します。

議席は、先例により4番が議長、9番が副議長の議席となり、順次移動した議席をもちまして、議席番号と指定します。

---

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休議します。

(午前 9時58分)

---

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

(午前10時01分)

---

○議長（佐々木恵寿君） ここで全員協議会開催のため、11時まで休議とします。

(午前 10 時 01 分)

---

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

5月から10月までクールビズを実施しております。そのため各議員においては、節度ある範囲での軽装を許可しております。また、軽装しない自由にも配慮しております。執行部におきましても、趣旨を御理解ください。

なお、暑い方は上着を脱いでも結構であります。

(午前 11 時 00 分)

---

◎常任委員会委員の選任について

○議長（佐々木恵寿君） 日程第6、常任委員会委員の選任についてを行います。

委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮り指名することになっております。

これより休議しますが、休議中に第2希望までの希望を取り、それを取りまとめたいと思います。

これから配付する用紙に記入の上、事務局長まで提出願います。

---

○議長（佐々木恵寿君） 用紙配付のため暫時休議します。

(午前 11 時 01 分)

---

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

(午前 11 時 02 分)

---

○議長（佐々木恵寿君） ここで11時30分まで休議します。

(午前 11 時 02 分)

---

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

(午前 11 時 30 分)

---

○議長（佐々木恵寿君） 委員会条例第7条第2項の規定により……、失礼いたしました。

---

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休議いたします。

(午前 11 時 30 分)

---

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

(午前 11 時 31 分)

---

○議長（佐々木恵寿君） 委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名します。順不同についてはご容赦ください。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいまそれぞれの常任委員会委員が選任されましたが、委員長、副委員長の選任につきましては、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選するとされておりますので、それぞれの委員会において互選されるようお願いいたします。

---

○議長（佐々木恵寿君） それでは、ここで11時45分まで休議します。

(午前 11 時 33 分)

---

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

(午前 11 時 45 分)

---

○議長（佐々木恵寿君） ただいま休議中に各常任委員会において委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果について報告します。

総務常任委員長に渡邊泰彦君、副委員長に小澤英之君。

産業建設常任委員長に紺野則夫君、副委員長に武藤晴男君。

文教厚生常任委員長に佐々木勇治君、副委員長に吉田邦弘君。

以上のとおり選任されました。

---

○議長（佐々木恵寿君） ここで昼食休憩のため午後1時30分まで休憩といたします。

(午前 11 時 46 分)

---

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

(午後 1 時 30 分)

---

#### ◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（佐々木恵寿君） 日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを行います。



委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮り指名することになっております。

---

○議長（佐々木恵寿君） 資料配付のため暫時休議します。  
(午後 1時31分)

---

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。  
(午後 1時32分)

---

○議長（佐々木恵寿君） 議会運営委員会委員に紺野豊君、紺野則夫君、渡邊泰彦、平本佳司君、佐々木勇治君、紺野榮重君を指名します。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。  
よって、ただいま指名した諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

ただいま議会運営委員会が選任されましたが、委員長、副委員長の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選するとされておりますので、委員会において互選されますようお願いいたします。

---

○議長（佐々木恵寿君） ここで1時45分まで休議します。  
(午後 1時33分)

---

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。  
(午後 1時45分)

---

○議長（佐々木恵寿君） ただいま休議中に委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果について報告します。

議会運営委員会委員長に平本佳司君、副委員長に紺野豊君が互選されました。

---

○議長（佐々木恵寿君） ここで議会運営委員会開催のため暫時休議します。  
(午後 1時45分)

---

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。  
(午後 2時21分)

---

◎双葉地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、双葉地方広域市町村圏組合議会議員の選挙についてを行います。

双葉地方広域市町村圏組合議会議員の選挙につきましては、双葉地方広域市町村圏組合規約第5条第1項の規定により、4名を選挙することになります。

選挙の方法については、投票または指名推選のどちらの方法にするかお諮りいたします。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 投票という声がございます。選挙は投票で行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

それでは、選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐々木恵寿君） ただいまの出席議員数は16人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に6番、半谷正夫君及び7番、紺野則夫君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名、すなわち双葉地方広域市町村圏組合議会の議員にしたい方1人の氏名を記載してください。得票数の多い順に法定得票数を超えた者4名を当選者とします。

---

○議長（佐々木恵寿君） 投票用紙配付のため暫時休議します。  
(午後 2時23分)

---

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。  
(午後 2時25分)

---

○議長（佐々木恵寿君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

会議規則第29条第3項の規定により、職員に点検させます。

事務局、点検をお願いします。

[投票箱点検]

- 議長（佐々木恵寿君） 異状なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。  
事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

[事務局長、点呼投票]

- 議長（佐々木恵寿君） 投票漏れはありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 投票漏れなしと認めます。  
開票を行います。  
6番、半谷正夫君及び7番、紺野則夫君、開票の立会いをお願いします。

[開 票]

- 議長（佐々木恵寿君） 開票の結果を報告します。
- |         |       |
|---------|-------|
| 投票総数    | 16票   |
| 有効投票    | 16票   |
| 無効投票    | 0票です。 |
| 有効投票のうち |       |
| 紺野榮重君   | 5票    |
| 佐々木恵寿   | 4票    |
| 平本佳司君   | 4票    |
| 山本幸一郎君  | 2票    |
| 紺野則夫君   | 1票    |
- 以上のおりです。  
この選挙の法定得票数は1票です。  
したがって、紺野榮重君、佐々木恵寿、平本佳司君、山本幸一郎君が双葉地方広域市町村圏組合議会議員に当選されました。  
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

- 議長（佐々木恵寿君） ただいま双葉地方広域市町村圏組合議会議員に当選された紺野榮重君、佐々木恵寿、平本佳司君、山本幸一郎君が議場におられます。  
会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

---

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第9、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度浪江町一般会計補正予算（第9号））についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、説明いたします。

本案は、令和2年度浪江町一般会計補正予算（第9号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、地方交付税や各事業費が確定したことにより、令和2年度予算の整理等を行ったものであり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億2,359万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を391億6,232万4,000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、予算書事項別明細書によりご説明申し上げます。

11ページをお開きください。

11ページは、まず歳入でございます。

上から2つ目でございますが、款2 地方譲与税、項1 自動車重量譲与税2,006万6,000円の増につきましては、譲与額確定による増でございます。

次に、13ページ、款7 地方消費税交付金1億2,516万9,000円の増につきましては、交付額確定により増でございます。

款10 地方交付税5,544万5,000円の増につきましても、交付額確定により増でございます。

14ページでございます。

款14 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金1億5,288万2,000円の減につきましては、主に福島再生加速化交付金（帰還環境整備）の対象事業費の減によるものでございまして、主に大堀地区コミュニティセンター整備工事、埋蔵文化財発掘調査、復興計画策定事業などの減によるものでございます。

次に、15ページでございます。

項3 委託金、目1 総務費委託金2,165万5,000円の減につきましては、主に節3 原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金の対象事業費の減によるものでございまして、主に防犯管理業務事業、一時立入通行証発行事業等の減によるものでございます。

次に、16ページ、款15 県支出金、項1 県負担金、目2 民生費県負担金3,044万9,000円の減につきましては、主に節4 災害救助費等県負担金の減でございまして、主に東日本大震災に係る災害関連死の災害弔慰金の交付額確定によるものでございます。

17ページ、項2 県補助金、目4 農林水産業費県補助金1億3,253万7,000円の減につきましては、主に節1 農業費県補助金の減でございます。主に営農再開支援事業補助金の対象事業費の減によるものでございます。

18ページ、目5 商工費県補助金1,028万円の減につきましては、福島県事業再開・帰還促進事業補助金の交付額の確定による減でございます。

20ページでございます。

款18繰入金、項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金4,178万2,000円の減につきましては、歳入増及び歳出減により一般財源が確保できたことにより減でございます。

目2 浪江町復旧・復興基金繰入金5,495万1,000円の減につきましては、対象事業費の減によるものでございまして、主に災害弔慰金事業、道路・橋梁災害復旧、各種健診等の事業等の減によるものでございます。

目8 浪江町帰還環境整備交付金基金繰入金5,157万1,000円の減につきましては、こちらも対象事業費の減によるものでございまして、主に営農再開支援水利施設等保全事業、棚塩産業団地整備事業、南産業団地整備事業等の減によるものでございます。

21ページでございます。

款21町債、項1 町債、目5 減収補填債1,185万9,000円の減につきましては、減収額の確定により減でございます。主に地方消費税交付金、町たばこ税、地方揮発油譲与税の額の確定により減でございます。

続きまして、22ページからは歳出になります。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費1,380万7,000円の減につきましては、会計年度任用職員報酬や職員宿舍借上料等の事業費の確定により減でございます。

23ページでございます。

目7 企画費8,836万円の増につきましては、主に節12委託料につきましては3月議会で議決いただきました第3次復興計画の事業費の確定による減でございます。

24ページ、節24積立金につきましては、主に浪江町復旧・復興基金積立金について、後年度復興財源として積立増でございます。

目9 自治振興費3,439万6,000円の減につきましては、町内コミュニティ再生支援業務委託料の事業費の確定により減でございます。

目10 財政調整基金費2億100万3,000円の増につきましては、将来の財政需要に備えるため積み増しするものでございます。

25ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費2,640万1,000円の減につきましては、主に節19扶助費につきまして、更生医療普及費ではなく、医療費一部負担金に該当したことにより、支出がなかったため減でございます。

27ページ、項3災害給付費、目4災害救助・救援対策費4,100万円の減につきましては、主に節19扶助費につきまして、主に災害弔慰金の額の確定により減でございます。

29ページ、款4衛生費、項3上水道費5,065万6,000円の減につきましては、主に節18負担金補助及び交付金につきまして、上水道事業補助金の事業費の確定により減でございます。

30ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目6営農再開支援事業費1億3,274万8,000円の減につきましては、主に節18負担金補助及び交付金につきまして、営農再開支援事業補助金の事業費の確定により減でございます。

31ページ、項2農業土木費、目1農地保全管理費3,857万円の減につきましては、主に節14工事請負費につきまして、農地保全管理工事の事業費の確定により減でございます。

項4水産業費、目1水産振興費5,904万1,000円の減につきましては、主に節14工事請負費につきまして、水産業共同利用施設建設工事の事業費の確定により減でございます。

32ページ、款7商工費、項1商工費、目6企業誘致促進費2,746万3,000円の減につきましては、主に節12委託料につきまして、企業立地意向調査業務委託料、南産業団地実施設計業務委託料及び次のページになりますが、棚塩産業団地整備業務委託料の事業費の確定により減でございます。

節14工事請負費につきましては、主に棚塩産業団地環境整備工事及び木材製造拠点建築工事の事業費の確定により減でございます。

36ページでございます。

款9消防費、項1消防費、目4防災対策費4,470万円の減につきましては、主に、次のページになりますが、節14工事請負費につきまして、復興まちづくり地区公共施設整備工事の事業費の確定により減でございます。

38ページでございます。

款10教育費、項5社会教育費、目2文化財保護費4,022万9,000円の減につきましては、主に公共事業埋蔵文化財発掘調査委託料の事業費の確定により減でございます。

次に、7ページにお戻りください。

第2表は、継続費の変更でございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、事業名、本庁舎改修工事第 2 期から款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、事業名、道路整備事業、一里檀大町線 3 工区までの 3 事業につきましては、契約額及び令和 2 年度支払い状況の確定により、総額及び年割額を変更するものでございます。

8 ページでございます。

第 3 表は、繰越明許費の追加でございます。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につきましては、国が作成するワクチン接種記録システムと町の健康管理システムの連携について、年度内にシステムの改修の完了が難しいことから、次年度に繰り越すものでございます。

第 4 表は、地方債の補正の変更でございます。

減収補てん債につきまして、歳入でご説明しましたが、減収額が確定したことにより、起債の限度額を変更するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明並びに議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

7 番、紺野則夫君。

○7 番（紺野則夫君） 1 点だけ、これは専決処分のですからね、当然、反対とかそういうふうなことではございません。

8 ページの明許繰越の補正、第 3 表でございます。保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、いわゆる年度内の事業に着手できなかった、接種体制の確保が難しかったというふうなことから、次年度に繰越しすると。この繰越しの金額は、もともととしても、この中身がいわゆる成立しなければ、システムの関係でございますので、当然、コロナワクチンの接種の事業に遅れがくるのではないかと、そういうふうな懸念がされるわけなんですね。この体制確立するために、これ早急に多分やらなければならないのかというふうに思いますけれども、この辺、今どうなっているのかちょっとお尋ねをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関久君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

この健康管理システム改修委託料でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業についてでございますが、こちらは国のほうから一律、各市町村で100万円計上するように言われておりましたが、国のほうのシステムの構築に遅れが出ており、令和2年度でこの事業を行うことができなかつたものでございます。

これについて、今後ワクチン接種についての遅れには特につながらないものと考えております。これはあくまでもワクチンを接種した記録を管理するものでございますので、ワクチン接種については、まずスムーズに行えるものと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度浪江町一般会計補正予算（第9号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、承認第1号は承認することに決定しました。

---

#### ◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第10、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、令和2年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）について、専決処分の承認を求めるものであります。



内容については、事業費等の確定により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を147万5,000円とするものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） ご説明いたします。

事項別明細9ページをお開きください。

歳入でございますが、財産運用収入で1,000円を減額、繰越金で40万5,000円の増額となっております。

続いて、7ページ、歳出でございますが、総務管理費で4万円の減、助成費のほうで81万5,000円の減、これは助成費確定のことでございます。

続いて、基金積立金で86万5,000円の増、予備費で40万4,000円の増としたものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明並びに議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、承認第2号は承認することに決定しました。

---

### ◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第11、承認第3号 専決処分の承認を求

めることについて（令和2年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、説明いたします。

本案は、令和2年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ266万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を37億7,733万9,000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関久君） それでは、承認第3号について、予算書、事項別明細書によりご説明いたします。

まず初めに、歳入についてご説明いたします。

6ページをお開き願います。

款4 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金、節1 普通交付金225万5,000円を減額、節2 特別交付金446万7,000円を増額、これらは県補助金の確定によるものでございます。

次に、款5 財産収入、項1 財産運用収入、目1 利子及び配当金73万円を増額、これは国民健康保険財政調整基金の利子となります。

次に、款6 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金561万円を減額、これは特定健康診査等町負担分等の確定に伴う減額でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費5,872万7,000円を減額、同じく目3 一般被保険者療養費147万1,000円を減額、これらは不用額の減額でございます。

次に、款4 保健事業費、項2 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査費、節12 委託料110万4,000円の減、こちらは特定健診委託料の不用額の減額でございます。

8ページをお開き願います。

款5 基金積立金、項1 基金積立金、目1 国保基金積立金73万円の増額は、浪江町国民健康保険財政調整基金への利子積立てでございます。

最後に、予備費5,791万5,000円を増額しております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明並びに議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、承認第3号は承認することに決定しました。

---

#### ◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第12、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、令和2年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、事業費等の確定により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ160万円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億942万8,000円とするものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） ただいまの発言の訂正をお願いいたします。

先ほど歳入歳出それぞれ「160万円」と申し上げましたが、「610万円」の減額でございます。大変失礼いたしました。

○議長（佐々木恵寿君） 詳細説明、住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 事項別明細書6ページをお開きください。

初めに、歳入予算についてご説明いたします。

款4繰入金、項1繰入金、目2基金繰入金610万円の減は、歳出にあります事業費が確定したことによりまして、その財源である基金繰入金について減額するものです。

下の7ページに移りまして、歳出予算になります。

款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目2下水道建設費190万円の減、目3下水道維持管理費420万円の減につきましては、いずれも事業費の確定によるものであります。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明並びに議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、承認第4号は承認することに決定しました。

---

#### ◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第13、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度浪江町農業集落排水事業特別会計補

正予算（第5号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、令和2年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、事業費等の確定により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ49万円を減額し、歳入歳出予算の総額を5,879万1,000円とするものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） それでは、予算執行別明細書6ページをお開きください。

初めに、歳入予算についてご説明いたします。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1災害復旧費国庫負担金209万6,000円増、款5繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金160万7,000円の増、款7諸収入、項1雑入、目1雑入419万3,000円の減は、いずれも高瀬浄化センターの災害復旧事業に係る補助財源等の額確定による補正であります。

次に、7ページに移りまして、歳出予算になります。

款1農業集落排水事業費、項1農業集落排水事業費、目3農業集落排水維持管理費49万円の減は、節12委託料の減額で、これは事業費の確定によるものです。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明並びに議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令

和2年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、承認第5号は承認することに決定しました。

---

#### ◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第14、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、令和2年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ365万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を31億1,020万5,000円とするものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 事項別明細書によりご説明いたします。

歳入について説明いたします。

6ページをお開きください。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金1,965万5,000円の減及び目2地域支援事業交付金1,410万3,000円の増は、国庫補助金の交付決定によるものです。

款5県支出金、項2県補助金、目1地域支援事業交付金180万1,000円の増は、県補助金の交付決定によるものです。

次に、歳出についてご説明いたします。

8ページをお開きください。

款6予備費367万7,000円の減は、歳入歳出の調整によるものです。説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明並びに議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第5号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、承認第6号は承認することに決定しました。

---

#### ◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第15、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者等に対する令和3年度の国民健康保険税の減免に関する条例の制定について）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により被害を受けた方の令和3年度の国民健康保険税の減免に関する条例の制定について、専決処分の承認を求めるものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、承認第7号、資料によりご説明いたします。準備のほどをよろしくお願いいたします。

1 ページをご覧ください。

2 は国民健康保険税の減免でございます。

第2条第1項第1号につきましては、感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯については全部

を減免することとしたものでございます。

第2条第1項第2号につきましては、感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、アといたしまして、減少額が保険金、損害賠償等による補填を除いて前年の事業収入等の10分の3以上であること、イといたしまして、前年の合計所得金額が1,000万円以下であること、ウといたしまして、事業収入等以外のその他の所得の前年の合計額が400万円以下であること、これらアからウまでの全ての要件を満たす世帯については、次のページの表1で算出したしました保険税額に対し、表2の区分に応じて税額を減免することとしたものでございます。

表2の前年の合計所得金額が300万円以下については全部を減免、400万円以下であるときについては減免の割合を10分の8、550万円以下については10分の6の減免、750万円以下については10分の4を減免、1,000万円以下については減免の割合を10分の2とすることとしたものでございます。

ただし、世帯の主たる生計維持者が感染症に起因し、事業等の廃止、または失業した場合については、前年の合計所得金額にかかわらず、全部を免除することとしたものでございます。

第2条第2項につきましては、東日本大震災等による被災者に対する令和3年度の町税等の減免に関する条例第4条第1項に規定する減免の適用を受けない者に対し、前項の減免を適用することとしたものでございます。

第3条は、減免の対象となる国民健康保険税についてでございます。減免の対象となる国民健康保険税は、令和3年度分の国民健康保険税のうち、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限の到来するものとしたものでございます。

また、令和2年度分の保険税であって、令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以上に普通徴収の納期限が到来するものについても適用するものとしたものでございます。

3ページに移ります。

第4条は、減免の申請についてでございます。減免を受けようとする者は、所定の申請書を令和4年3月31日までに町長宛てに提出しなければならないとしたものでございます。

第5条につきましては、減免の決定通知でございます。申請書の提出があった場合については、速やかに減免の処分について通知するものとしたものでございます。

第6条につきましては、減免の取消しについてでございます。虚偽の申請等、不正行為が認められたときは減免の決定を取り消すも



のとしたものでございます。

第7条は、減免金額の変更についてでございます。過年度分の修正申告等により変更があった場合については、その申告に基づいて減免金額の変更、または取消しを行うとしたものでございます。

第8条につきましては、委任についてでございます。条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定めるとしたものでございます。

最後に、3でございますけれども、施行期日でございますけれども、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明並びに議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） 1点、教えていただきたいと思うんですが、2ページの表に前年の合計所得金額が記載されていますが、この区分といいますか、金額といいますかね、その辺をちょっと教えていただければと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 5番議員に申し上げます。もう少し具体的な指摘をしていただければ分かりやすいかと思いますが、お願いします。

○5番（小澤英之君） この例えば300万円以下が減額として全部というふうな記載になっているわけなんです、この300とか400とか、この数字の捉え方です。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） こちらにつきましては、国民健康保険税です、いわゆる基準所得、いわゆる合計所得に照らし合わせて、その金額が300万円以下であるとか、それから、2つ目は400万円以下であるという区分をつくっております。こちらにつきましては、国からの通知により定められているものであります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者等に対する令和3年度の国民健康保険税の減免に関する条例の制定について）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、承認第7号は承認することに決定しました。

---

○議長（佐々木恵寿君） ここで3時35分まで暫時休憩します。

（午後 3時22分）

---

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 3時35分）

---

#### ◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第16、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例等の一部改正について）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、地方税法等が改正されたことに伴う浪江町税条例等の一部改正について、専決処分の承認を求めるものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、承認第8号、資料によりご説明申し上げます。資料のほうの準備をよろしくお願いいたします。

1ページをご覧ください。

初めに、2、改正の概要でございます。

今回の改正は、第1条といたしまして、浪江町税条例の一部を改正するもので、町民税、固定資産税、軽自動車税についての改正でございます。

改正の新旧対照表につきましては、資料の9ページから28ページ

まで掲載しております。

第2条といたしまして、浪江町税条例等の一部改正する条例の一部改正でございまして、法人町民税の改正でございます。

第2条による改正の新旧対照表につきましては、29ページから30ページまでで、改正後の新旧対照表については31ページとなっております。

なお、関連する改正につきましては一括してご説明いたします。また、法改正等に伴う条項ずれによる改正につきましては、説明を省略させていただきたいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

初めに、個人町民税の改正でございます。第24条第2項、附則第5条第1項でございますが、個人の町民税の均等割及び所得割の非課税の範囲における扶養親族要件の見直しを行うものでございます。控除対象扶養親族の範囲の見直しに伴い、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限るとしたものでございます。

次に、第34条の7でございますが、特定公益増進法人等に対する寄附金の寄附金控除について、その対象となる寄附金から出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金を除外とすることとしたものでございます。

2ページをお開きください。

次に、第36条の3の2の第4項、第36条の3の3第4項、そして第53条の9第3項及び同条第4項でございますが、給与所得者の扶養親族申告書、公的年金等受給者の扶養親族申告書及び退職所得申告書について、申告書の提出の際に経由すべきもの、いわゆる給与等の支払い者等が電磁的方法により申告書に記載すべき事項を適正に受ける措置を講じていることなど、一定の要件を満たす場合には、これまで必要であった納税地の税務署長の承認を不要とし、申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提出をすることができることとするものでございます。

次に、第36条の3の3第1項でございますが、公的年金等の支払いを受ける納税義務者の扶養親族申告書における規定を16歳未満の者に限るとしたものでございます。

次に、附則第6条第1項でございますが、医療費控除における特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、いわゆるセルフメディケーション税制についてでございますが、適用期限を5年延長するものでございます。

次に、附則第26条第2項でございますが、新型コロナウイルス感染症等に関わる住宅借入金等特別税額控除における控除期間を13年

間とする特例を2年延長するものでございます。この特例の適用には一定の要件が必要となりまして、1つ目といたしまして、特別特例取得、いわゆる消費税10%としていること。2つ目といたしまして、令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間にそのものの居住の用に供すること。3つ目といたしまして、購入に係る契約について、新築家屋であれば令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間に契約を締結していること。建売、中古及び増改築等については令和2年12月1日から令和3年11月30日までに契約を締結していることとございます。

3ページに移ります。

続きまして、固定資産税に関する改正でございます。

附則第11条の2第1項及び同条第2項でございます。固定資産税において、評価替え年度の翌年度及び翌々年度の地価が下落し、地区内で著しく均衡を資する場合の固定資産の課税標準を修正可能とする特例を延長するものでございます。

次に、附則第12条第1項から同条第5項及び附則第13条第1項は、固定資産税の宅地及び農地等に関わる負担調整措置を3年間延長するものでございます。また、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や生活を取り巻く状況が変化したことを踏まえ、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据置措置を講ずるものでございます。

次に、附則第15条1項及び同条第2項でございますけれども、特別土地保有税の課税の特例を3年間延長するものでございます。

次に、附則第22条2項でございますが、東日本大震災に関わる固定資産税の特例を延長するものでございます。

1つ目といたしまして、被災住宅用地の特例、東日本大震災により滅失し、または損壊した家屋の敷地の用に供されていた被災住宅用地に関わる特例措置について、5年延長するものでございます。

もう一つ目といたしまして、被災代替土地及び被災代替家屋の特例といたしまして、東日本大震災による被災住宅用地に代わるものとして取得した土地及び滅失、または損壊した家屋に関わるものとして取得等をした家屋に関わる固定資産税の特例措置につきましても、5年間延長するものとしたものでございます。

3つ目でございます。被災代替償却資産の特例でございますが、こちらは東日本大震災により滅失、または損壊した償却資産に関わるものとして取得等をした償却資産に関わる固定資産税の課税標準の特例措置について、3年間延長するものでございます。

次に、軽自動車税に関する改正でございます。附則第15条の2第

1項でございますが、軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する臨時的軽減措置の適用期限を9か月延長並びに税率区分の見直しを行うものでございます。また、臨時的軽減措置の対象につきましては、令和3年12月31日までに取得した自家用の常用の車両に限定されてございます。

見直しの詳細につきましては、次の4ページ、そして次の5ページに掲載しておりますので、ご覧いただければと存じます。改正前後で燃費性能の基準が変更となっているところでございます。

6ページに移ります。

附則16条でございますけれども、軽自動車税の種別割に応じて講じている燃費性能等に優れた軽自動車を取得した年度の翌年度の税率を軽減する特例措置、いわゆるグリーン化特例について、適用期限を2年間延長し、対象区分の見直しを行うものでございます。

こちらにつきましては、詳細が7ページの表に記載されておりますので、ご覧いただければと思います。

最後に、8ページでございますけれども、施行日でございますけれども、本改正につきましては令和3年4月1日から原則的な施行となります。一部の規定におきましては、令和4年1月1日、そして令和6年1月1日から施行することとなっております。

なお、資料の1ページから7ページの各改正条の右側にそれぞれの施行日を記載させていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明並びに議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例等の一部改正について）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。  
よって、承認第8号は承認することに決定しました。
- 

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第17、同意第1号 監査委員の選任についてを議題といたします。
- 

- 議長（佐々木恵寿君） 議案を配付しますので、暫時休議します。  
(午後 3時48分)
- 

- 議長（佐々木恵寿君） 再開します。  
(午後 3時49分)
- 

- 議長（佐々木恵寿君） 本案の審議に当たり、地方自治法第117条の規定により、7番、紺野則夫君の退場を求めます。

[7番 紺野則夫君退場]

- 議長（佐々木恵寿君） 町長から提案理由の説明を求めます。  
町長。

- 町長（吉田数博君） 同意第1号 監査委員の選任について、ご説明いたします。

本案は、任期満了に伴い、新たな監査委員を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回選任いたします紺野則夫氏につきましては、人格が高潔であり、町の財務管理、行政運営等に関し識見を有しており、適任であると考えておりますので、ご同意いただくようお願いをいたします。

- 議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより同意第1号 監査委員の選任についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。  
よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。  
7番、紺野則夫君の入場を認めます。  
〔7番 紺野則夫君入場〕

---

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休議します。  
(午後 3時51分)

---

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。  
(午後 3時52分)

---

○議長（佐々木恵寿君） ここで資料配付のため暫時休議します。  
(午後 3時52分)

---

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。  
(午後 3時53分)

---

#### ◎日程の追加

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。  
お手元に配付のとおり、発委第4号 議会報編集特別委員会設置  
に関する決議（案）を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いま  
す。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。  
よって、発委第4号 議会報編集特別委員会設置に関する決議  
（案）を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### ◎発委第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 追加日程第1、発委第4号 議会報編集特別  
委員会設置に関する決議（案）を議題とします。

---

○議長（佐々木恵寿君） ここで議案配付のため暫時休議します。  
(午後 3時54分)

---

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。  
(午後 3時55分)

---

○議長（佐々木恵寿君） 事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

○事務局長（吉田厚志君） 朗読いたします。

発委第4号、令和3年5月7日浪江町議会議長、佐々木恵寿様。

提出者、浪江町議会運営委員会委員長、平本佳司。

議会報編集特別委員会設置に関する決議（案）。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条及び浪江町議会規則第14条第3項の規定により提出します。

おめくりください。

議会報編集特別委員会設置に関する決議（案）。

次のとおり議会報編集特別委員会を設置するものとする。

記。

1、名称、議会報編集特別委員会。

2、根拠、地方自治法第109条及び浪江町議会委員会条例第5条。

3、目的、議会報の調査、研修、企画、編集、発行のため。

4、委員の定数、6名。

以上であります。

○議長（佐々木恵寿君） 議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。

13番、平本佳司君。

○議会運営委員長（平本佳司君） ただいま事務局長朗読のとおりであります。私ども議会は、町民に開かれた議会でなければなりません。

そのため議会報編集特別委員会は必要不可欠であります。

議員各位のご理解とご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより発委第4号 議会報編集特別委員会設置に関する決議（案）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。



[起立全員]

- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。  
よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。
- 

- 議長（佐々木恵寿君） ここで資料配付のため暫時休議します。  
(午後 3時58分)
- 

- 議長（佐々木恵寿君） 再開します。  
(午後 3時59分)
- 

◎日程の追加

- 議長（佐々木恵寿君） お諮りします。  
お手元に配付のとおり議会報編集特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。  
よって、議会報編集特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。
- 

◎議会報編集特別委員会委員の選任について

- 議長（佐々木恵寿君） 追加日程第2、議会報編集特別委員会委員の選任についてを議題とします。  
議会報編集特別委員会委員につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮り指名することになっております。
- 

- 議長（佐々木恵寿君） ここで資料配付のため暫時休議します。  
(午後 4時00分)
- 

- 議長（佐々木恵寿君） 再開します。  
(午後 4時01分)
- 

- 議長（佐々木恵寿君） 議会報編集特別委員会委員に武藤晴男君、紺野豊君、吉田邦弘君、小澤英之君、佐々木茂君、高野武君を指名します。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、議会報編集特別委員会委員は以上のとおり選任することに決定しました。

ただいま議会報編集特別委員会委員が選任されましたが、委員長、副委員長の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選するとされておりますので、委員会において互選されるようお願いいたします。

---

○議長（佐々木恵寿君）　ここで4時25分まで休議します。  
（午後　4時02分）

---

○議長（佐々木恵寿君）　再開します。  
（午後　4時25分）

---

○議長（佐々木恵寿君）　ただいま議会報編集特別委員会の委員長に高野武君、副委員長に紺野豊君が互選されましたので、報告します。

---

○議長（佐々木恵寿君）　ここで資料配付のため暫時休議します。  
（午後　4時26分）

---

○議長（佐々木恵寿君）　再開します。  
（午後　4時27分）

---

#### ◎日程の追加

○議長（佐々木恵寿君）　お諮りします。

お手元に配付のとおり委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出についてを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君）　異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### ◎委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について

○議長（佐々木恵寿君）　追加日程第3、委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出についてを議題とします。

---

○議長（佐々木恵寿君）　ここで資料配付のため暫時休議します。  
（午後　4時30分）

---

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 4時31分）

---

○議長（佐々木恵寿君） 各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議会報編集特別委員会委員長からお手元に配付した申出書のとおり、会議規則第75条の規定による閉会中の継続審査又は調査の申出があります。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査又は調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査又は調査に付することに決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 以上で本臨時会に付された事件は全て終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和3年浪江町議会第2回臨時会を閉会いたします。

（午後 4時33分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会臨時議長 紺 野 榮 重

浪江町議会議長 佐々木 恵 寿

署名議員 武 藤 晴 男

署名議員 紺 野 豊

署名議員 吉 田 邦 弘